

<参 考>

届出書〔様式第二十二号の三〕、専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕の作成具体例

ア 本店以外の営業所を廃止する場合

（例）現在本店の他に大河原営業所を有している業者が、その営業所を廃止する場合。

現在証明されている 専任の技術者 (営業所の名称)	新たな専任の 技 術 者 (営業所の名称)	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	記 載 す る 技 術 者 氏 名
林 一郎 (本店) 森 次郎 (大河原営業所)	林 一郎 (本店)	様式第二十二号の 三	—	森 次郎

※ 変更届出書〔様式第二十二号の二〕で営業所の廃止の届も必要です。

イ 業種を一部廃業する場合

（例）現在土木一式工事業と建築一式工事業の許可を受けている業者が、そのうち土木一式工事業を廃業する場合。

現在証明されている 専任の技術者 (現在の担当業種)	新たな専任の 技 術 者 (今後の担当業種)	提 出 す る 書 類 の 様 式	項 番 61	記 載 す る 技 術 者 氏 名
林 一郎 (土木) 森 次郎 (建築)	森 次郎 (建築)	様式第二十二号の 三	—	林 一郎
林 一郎 (土木・建築)	林 一郎 (建築)	様式第八号	2	林 一郎
林 一郎 (土木・建築)	森 次郎 (建築)	様式第八号	3	森 次郎
		様式第八号	4	林 一郎

※ 廃業届〔様式第二十二号の四〕で、一部廃業の届も必要です。